

各位

会社名 株式会社ケーズホールディングス

代表者の 役職氏名 (コード番号 8282 東証プライム)

問合せ先 取締役上席執行役員 水谷 太郎 経 営 企 画 室 長 水谷 太郎 TEL 029-215-9033

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分(以下、「本自己株処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2023年12月8日
(2) 処分する株式の	普通株式 302,800 株
種類及び数	
(3)処分価額	1 株につき 1,275 円
(4) 処分総額	386, 070, 000 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条
	件といたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2023 年 5 月 10 日開催の取締役会において、当社及び当社グループ従業員(以下、「従業員」といいます。)に対して、株式付与ESOP信託(以下、「ESOP信託」といいます。)の継続を決議いたしました。

本自己株式処分は、ESOP信託の継続に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に対し行うものです。(処分予定先については上記1.(5)をご参照ください。)

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数 200,000,000 株に対し 0.15% (小数点第3位を四捨五入、2023年9月30日現在の総議決権個数1,757,133個に対する割合0.17%)となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、流通市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、ESOP信託に関する概要につきましては、2021年5月6日付で公表いたしました「「株式付与ESOP信託」導入に関するお知らせ」をご参照ください。

【本信託契約の概要】

信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)

信託の目的 当社及び当社グループ会社従業員に対するインセンティブの付

与

委託者 当社

受託者 三菱UF J 信託銀行株式会社

(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

受益者
当社及び当社グループ会社従業員のうち、受益者要件を充足する

者

信託管理人 当社と利害関係のない第三者

信託契約日 2021年5月26日

信託の期間 2021年5月26日~2028年8月31日(2023年5月の信託契約の

変更により、2028年8月31日まで延長)

制度開始日 2021年7月1日

議決権行使 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の

指図に従い、当社株式の議決権を行使します。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日(2023年11月14日)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社株式の終値である1,275円(円未満切り上げ)としております。これは、取締役会決議日直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えています。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会は、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は 25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の 定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は 要しません。

以上